

平成 27 年 3 月 17 日参議院予算委員会議事録

○委員長（岸宏一君） 次に、松沢成文君の質疑を行います。松沢成文君。

○松沢成文君 次世代の党の松沢成文でございます。総理、お疲れさまでございます。

私は、復興財源に絡めて、幾つか大局的に日本の構造改革について伺いたいと思います。

現在、復興財源、集中期間で二十五兆ぐらい掛かる、その後ももっと必要だろうというところで、この財源をどこに求めるのか、これが大きな議論になっております。その財源の中の一つに J P、日本郵政の政府保有株を売って四兆ぐらいはつくれるだろうというふうになっておりますが、しかし、それだけなんだろうかと私は考えています。

政府の特殊会社というのは二十五社近く今あるんですね、前後あるんですね。その中の御三家というのは、皆さん御承知のとおり J P、日本郵政、N T T、J Tであります。この三社が国民は誰もが知っている一番大きな政府の特殊会社ベストスリーなんですね。（資料提示）

ちょっとこの表を皆さん見ていただきたいと思うんですが、それぞれ政府が関与する公共性があるだろうということで、株の約三分の一を政府が持って、それで公共性や公益性を担保しようという形になっています。時価総額、J Pは、今株価上がっていますからこれ以上だと思えますが、十三兆、N T Tは約三兆、J Tも二・五兆以上は確実にあります。

そして、この事業の公益性あるいは公共性。J Pは郵便事業のユニバーサルサービス、これ、全国あまねく過疎地までネットワークをつくるのは公的な役割じゃないかということです。そして、N T Tも情報通信のユニバーサルサービスと。それで、J T、たばこ会社にどこに公益性があるのかと私はいつも不思議なんです、私は、ないどころか公害性があると思っているんですよ。だって、たばこは健康に悪いわけですね。それで、たばこにまつわる医療費は、これ年間一・八兆円という試算もあるんです。ですから、政府の財政を汚しちゃっているわけですね、たばこで。それで、なぜ政府が公益性があるといってこれ抱えなきゃいけないのか。

そこで、まず初めに安倍総理に、この三社の政府が関与をしなければいけない公益性、公共性がどこにあるのか、それをお答えいただきたいと思います。

○内閣総理大臣（安倍晋三君） まず、日本郵政、J Pでございますが、郵便及び基本的な貯金、保険の役務をあまねく全国において公平に利用できることを確保する、言わばユニバーサルサービスを確保するということでもあります。などでありましたが、N T Tについては、電話の役務のあまねく日本全国における適切、公平かつ安定的な提供の確保に寄与することなどが責務とされておりまして、国民生活や社会経済活動に不可欠なサービスを提供することなどとされています。

そして、J Tについては、たばこ関連産業の健全な発展を通じて地域の雇用や経済に貢献するとともに、国及び地方の財政収入の安定的確保に寄与すること等といった公益性、公共性を有していると、このように認識しております。

○松沢成文君 それぞれ三社、公益性があるということですが、強いて言えば、じゃ、時代の変化の中で、この会社はもう政府の公的関与は必要ないんじゃないか、そろそろ完全民営化すべきじゃないかと考えられるものはございますか。

○内閣総理大臣（安倍晋三君） ただいま申し上げました公益性についてでございます。

J Tについては、この関連産業としては葉たばこ農家六千戸、小規模のたばこ小売店約七万店等が含まれているわけでありますが、それぞれの地域の雇用や経済に貢献しているのは事実であろうと思います。

しかし、ただいま委員が御指摘になったように、時代の変遷の中においてその公益性が果たしてどうかということについては常に考えていく必要もあるだろうと、このように思いますし、かつては郵政については小泉総理が登場するまでは完全に国営ということでやってきたわけでございますが、時代の変化の中において郵政の民営化を行い、今は三分の一ということになっているわけでございますので、不断の見直しということは必要であろうと、このように思っております。

○松沢成文君 私は、どう考えても、国民の皆さんも恐らく同じだと思いますが、公益性、公共性が最も低い、つまり政府の保有株を売却して完全民営化すべきはやっぱり J Tだろうと。誰が考えても思いますよ。

この図を見てください。なぜ J Tを民営化すべきか、理由を挙げました。

まず一点目、たばこ規制枠組条約の条約違反です。五条三項に、政府とたばこ会社は利益相反、相反するから関与を持つてはいけないと書いてあるんですね。日本は、株を抱えて監督権限を持って一蓮託生になっています。

二点目、復興財源確保法で、今後、復興財源あるいはたばこの事業の環境を考えた上で、全株式処分も検討していきましょと、こう書いてあるんです。これ、完全民営化も検討すべきだということですね。法律で言っています。

三つ目、J T自身が、当事者である J T自身が是非とも早く民営化してくれと言っているんです。なかなかないですよ。実は、四年前の財政審議会に、J Tはこういう「ご説明資料」というので要望書を出しているんですね、要望書。この中で、こう書いてあります。全株放出、更なる民営化を含め、たばこ事業諸制度の見直しについて早期に検討を開始していただきたい。四年前から J Tは、もう一刻も早く民営化してくれと、半国営でやるのはかなわないと、我々は全世界で商売したいんだと訴えているんですね。

四点目です。先ほど総理も葉たばこ農家の問題を引かれました。葉たばこ農家の問題の解決というのはあり得ません。といいますのは、今、葉たばこの内外価格差は、昔三倍だったのが今四倍、五倍です。開く一方です。そして、葉たばこ農家を守らなきゃいけないと言いますが、J Tができた一九八五年、葉たばこ農家は七万戸ありました。今どれぐらいだか御存じですか。六千ですよ。十分の一以下になっちゃっているんです。もう葉たばこ農家はやっていけないんです、残念ながら。でも、そのサポートはしていくべきだと思いますよ。

そして、次であります。五番目、訴訟リスク。これは、皆さん気付いていないんですが、

今、国際的なたばこ産業はばんばん訴訟をやられています。要するに、健康に悪いものを作り続けたたばこ会社の責任を問われて、個人、集団の訴訟、乱発ですよ。アメリカでは三百件以上です。これで、日本でJTを政府が抱え続けていたら、ひょっとしたら国が被告になっちゃうんですよ。JTがたばこの規制をきちっとやってこなかった。その背後には国がいて、たばこ事業法で、JT法で丸抱えしていたでしょうと、国の責任があるんじゃないですかと、こうなっちゃうんです。大変な訴訟リスクを抱えているんです。もしそうやって訴訟乱発で賠償金をたくさんJTが払わなきゃいけなくなったら、JTの営業成績が傾いて株価にも影響を与えちゃうんですよ。この訴訟リスクもあるということなんです。

そして最後に、株の売却益の有効活用。先ほど言いましたように、二・五兆円以上のこれは株の収益になります。それを復興財源に使えたら被災地の人にはどれだけ喜ぶでしょうか。あるいは、先ほど申し上げたように、たばこ農家が転作とか転業をしなければいけないときのサポートにこのお金を有効に使えるじゃないですか。どう見ても、もうJTは国が株を抱えて特殊会社として、半国営企業として運営するのは限界があるんですね。

総理は改革、改革と演説でもおっしゃいました。改革すべきはJAだけじゃないんですよ。JTこそ改革すべきですよ。構造改革です。こうやって半国営でたばこ会社を抱えているのは世界で中国以外日本だけです。完全に日本は世界の中から取り残されています。

JT民営化に向けて、総理大臣としての決意を聞きたいと思います。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) JTについて民営化すべきだ、一つの御見識を示されたら、確かにそれは思います。その中で、既にJTの株の売却によって復興財源にしてまいりました。我々が政権を取った後、五千億だったものが、株価が上がって一兆円、ほぼ一兆円になったわけでごさいます。有効活用させていただいておりますが、今後、確かに課題としてはあるだろうと、このように思います。様々な考慮すべき課題を総合的に判断をしていく必要もあるだろうと、このように思います。

今後、最初に申し上げました言わば公益性ということも配慮しながら、適切に判断していきたいと思っております。

○松沢成文君 総合的に判断していきたいとおっしゃっていただきました。

復興財源が恐らく十兆円近く足りなくなるというか、どこから財源を求めたらいいか分からなくなっているんだと思いますね。今、日本郵政の株式四兆とありますが、これ八兆円ぐらいまで行けますから、三分の一持ったとしても。日本郵政の株、例えば八兆円、そしてJTの株を民間に売って二・五兆円から三兆、そうすると十兆円の新しい復興財源が生まれるんです。

総理、ここから大事だからちょっと聞いてください。十兆円の新しい復興財源が生まれるんです。そうしたら、今国民の皆さんに復興のための特別の所得増税をやっていますね。これ、七兆、八兆お願いしているんですよ。十年間です、国民は。もしJPやJTの株を売って、その分を復興財源に充てれば、国民の皆さんに臨時に課している増税をやめることができる可能性がある、減税することができる可能性がある。そうすると可処分所得が増えます。

それが消費につながって経済活性化につながるという、まさにアベノミクスの好転のためのこれは後押しになるんじゃないですか。

アベノミクスを成功させるためにも復興財源のためにJ Tの株を売っていく、こういう方針に対して総理の見解を求めます。

○内閣総理大臣（安倍晋三君） 初めに、政府が株を保有している理由については御説明したとおりでございますが、また、日本郵政の株式については既に売却収入四兆円程度を復興財源として見込んでおりますが、郵政株式の最終的な売却収入は今後の株式市場の動向や日本郵政の業績によっても影響を受けるものでありまして、現段階で確たることを申し上げることは困難でございますが、その上で、復興特別所得税については、元々復興事業が十九兆円と見積もられていた時点で御負担をお願いをしたものでございます。

その後、平成二十七年度までに集中復興期間における事業費が二十六・三兆円まで追加されました。さらに今後、平成二十八年度以降の財源の在り方を検討していく中、これを減税するといった判断は難しいものと考えております。

○松沢成文君 復興特別法人税はなしにしたわけですね、三年間で。やはり、法人はやめておいて、国民からは増税を取ろうと、これはいただけませんよ。財源がないなら別です。あるんですよ、こうやってきちっと政府が構造改革すれば。是非とも御検討いただきたいと思えます。

そこで、委員長、ちょっとお願いがあるんですが、J Tの社長を是非とも当予算委員会の参考人で呼んでいただきたい。といいますのは、J Tは民営化したいと言っているんです。それを、財務大臣、昨年御答弁いただきましたが、財務省は嫌だと言っているんですね。もしJ Tが民営化になれば、それだけの財源が国に入って、復興財源にも使えて、物すごい予算に、好転に回るんです。

予算委員会でこそこれは調査すべきだと思いますので、それを是非ともお願いしたいと思えます。

○委員長（岸宏一君） 後刻理事会におきまして協議いたします。

○松沢成文君 さて、これもたばこに関する問題ですが、昨年も総理に聞きました。東京オリンピックまでに受動喫煙防止法あるいは東京都の条例を作るべきだと私は何度も訴えました。総理は答弁の中で、東京都が条例として作るのがいいのか、国が法律として作るのがいいのか、またほかに何かいい方法があるのか考えたいと。あれから一年たちました。さあ、検討結果はいかがなんでしょうか。

その間に東京都の舛添知事は、世界の都市でレストランで自由にたばこを吸えちゃうなんというのは東京ぐらいだと、オリンピックを前に受動喫煙防止条例を作らなければならないと八月に拳を上げたんですね。しかし、その後、都議会からあるいは利益団体から物すごい意見が来たらしくて、何と十二月にはやっぱり東京都で条例を作るのは難しいと諦めちゃったんです。根性ないですね。いや、神奈川県、これ三年間掛かって闘ってやったんですよ。こういう改革というのは大変なんです。舛添さんは根性ないから四か月で諦めちゃっ

た。さあ、そうなると、東京都は降りたわけです。もうあとは、WHOそしてIOCの期待に応えるには、国が受動喫煙防止法を作ってオリンピックに備える、これしか方法がないんですね。

総理、もう一年たっちゃっているんです。そして、一九年にはラグビーの世界カップがあって、WHOはこういうスポーツイベントはスモークフリーでやらなきゃ駄目だと言っているんですね。もう決断しなきゃ間に合いません。受動喫煙防止法を国で、いかに反対勢力があってもオリンピックのレガシーとするために作り上げる、是非とも総理の決断を求めたいと思いますが、いかがでしょうか。

○委員長（岸宏一君） まず、厚生労働大臣から。

○国務大臣（塩崎恭久君） ただいまの、これまでオリンピックをやってきたところ、これからやるところについての調査を厚労省でもやりました。今日お配りをいただいておりますけれども、近年の五輪開催地における受動喫煙に対する法規制の状況の調査を見てみると、全ての開催地、これは六か所、北京、バンクーバー、ロンドン、ソチ、リオデジャネイロ、平昌でありますけれども、全てにおいて強制力を持った、つまり罰則付きの法令上の措置が講じられていることを確認をいたしまして、御指摘の立法措置については、東京都でもまだ引き続き検討はしているというふうに承知をしておりますけれども、厚労省としても関係府省と連携をし、引き続き検討を進めてまいりたいと思っております。

三月の十日に自由民主党の受動喫煙の議連とそれから超党派の議連、これは松沢先生が幹事長をお務めだというふうに聞いておりますけれども、ここで議員立法に向けての議論も始まったと聞いておるわけでございますので、国会内の合意形成に向けて大いに議論をしていただくとともに、我々も政府内において検討を続けてやっていきたいと思っております。

○松沢成文君 厚労大臣、前向きな答弁ありがとうございます。でも、検討をやりたい、検討をやって、いつまで検討するんですか。オリンピック来ちゃいますから決断しなきゃいけないんですよ、もう。

さあ、そこで、この前、今御紹介いただいた、WHOのたばこ問題を統括する局長さん、ダグラス・ベッチャー博士、つい十日ほど前に国会で講演してくれていました。こういう内容を言っています。スモークフリーオリンピックの実現はオリンピック運動のヘルスレガシーである、日本あるいは東京は公共的施設において受動喫煙防止のための法制化を急ぐべきである、今こそ政治のリーダーシップが求められている、こう言っているんですね。

さあ、総理、もうこれ逃げられないですよ。だって、これまでオリンピックをやっている都市はみんなこうやって、苦しくても改革して、オリンピックを契機に健康のためのレガシーをつくり上げているんですね。東京がここでやめちゃったら、これまでやっていた都市の顔に泥を塗ることになりますよ。これはもう国際的に、オリンピックをやる都市、国はしっかりと取り組まなければいけない改革なんです。

最後に総理の覚悟を伺いたいと思っております。

○内閣総理大臣（安倍晋三君） 先ほど厚労大臣が答弁したように、東京においても引き続

き今検討しているという、条例についてですね、検討しているということではございます。

国におきましても、今、松沢委員が御指摘をされたように、開催都市がそういう条例を作っているということも勘案をしながら検討をしていきたいと、このように思います。

○松沢成文君 どうもありがとうございました。終わります。

○委員長（岸宏一君） 以上で松沢成文君の質疑は終了いたしました。（拍手）